

## 公的研究費不正防止規程

### (目的)

第1条 この規程は、羽陽学園短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し、必要な事項を定め、その適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、公的研究費とは、文部科学省及び他府省庁並びに自治体等が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

### (責任と権限)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、本学学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する責任と権限を有する者とし、本学幼児教育科学科長をもって充てる。

第4条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務を本学事務局長に委任する。

2 最高管理責任者は公的研究費の予算執行及び経理に関する業務を本学会計課長に委任する。

3 公的研究費申請及び経理事務手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口を本学総務課に設置する。

### (行動規範)

第5条 研究における不正行為を防止するために、別途「羽陽学園短期大学研究行動規範」を定める。

2 本学において公的研究費を利用して研究を実施する者は、羽陽学園短期大学研究倫理規程並びに羽陽学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程に従わなければならない。

### (不正防止への取り組み)

第6条 不正防止対応計画の推進を担当する防止計画推進担当は、公的研究費不正防止委員会および総務課とする。

### (不正防止委員会)

第7条 本学の公的研究費を適正に運営・管理する組織として、公的研究費不正防止委員会（以下、「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長（委員長）、学科長
- (2) 学生部長、
- (3) 専攻科主任、附属図書館長

(4) 事務局長

(5) 総務課長

3 防止委員会は、必要に応じて、学長が指名する教職員を委員とすることができる。

4 防止委員会は、不正防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる審議を行う。

(1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握と検証に関すること。

(2) 不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

5 防止委員会の庶務は、会計課等関係部署の協力を得て、総務課において処理する。

(公益通報窓口及び秘密保持)

第8条 公的研究費に関して本学教職員の不正行為に関する通報に対応するための受付窓口は、総務課長（以下「窓口担当」という。）が担当する。

2 窓口担当は、通報を受けたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するとともに、速やかに当該申し立てを受領した旨を、当該通報者に通知するものとする。

3 最高管理責任者、統括管理責任者、窓口担当等の通報を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(不正調査委員会)

第9条 学内外から公的研究費を利用した研究における不正行為及び研究費の不正使用の疑いが指摘された場合には公的研究費不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 委員長 最高管理責任者が指名する教員 1名

(2) 委員 最高管理責任者が指名する教職員 2名

3 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 公的研究費を利用した研究における不正行為及び研究費の不正使用の疑義に関する調査を行うこと。

(2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。

(3) その他対象となる事案に関し必要なこと。

4 調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。

5 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

6 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 調査方法等については、調査委員会が別に定める。

(調査による事実の認定及び措置)

第10条 最高管理責任者は、不正調査委員会により被通報者に不正行為又は不正使用の事実があると報告があった場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 被通報者に対して不正行為又は不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
  - (2) 不正行為又は不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。
  - (3) 羽陽学園短期大学就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。
  - (4) 本学と取引する業者が不正行為又は不正使用に関与している場合は、羽陽学園短期大学における研究費の不正使用による取引停止等に関する規程に従って手続きを行う。
- 2 最高管理責任者は、被通報者に不正行為又は不正使用の事実がないと確認した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。
  - (2) 通報者が学内関係者で、不正行為又は不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかである場合には、学校法人羽陽学園就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。

(不服申立て)

第11条 被通報者及び学内関係者の通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、調査委員会が定める期間内に不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由などを勘案し、速やかに審査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定、不服申立者及び公的研究費の資金分配機関に通知する。

(調査結果の公表)

第12条 最高管理責任者は、不正行為又は不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 不正行為又は不正使用の事実がなかったと認定したときは、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。
- 3 不正行為又は不正使用の事実がなかったと認定された者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為又は不正使用の事実等が無かった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(モニタリング及び内部監査)

第13条 公的研究費の執行に係るモニタリング及び内部監査は、羽陽学園短期大学における内部監査に係る内規に従って、学長が委嘱する内部監査グループが実施する。

(準用)

第14条 第2条に規定する公的研究費以外の競争的資金等の取扱いについては、この規

程を準用する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるほか、必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程を改廃しようとする場合は、教授会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は令和6年10月1日から施行する。